

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）第2条第2号に定めるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ）又はエネルギーの利用形態をいう。

(目的)

第2条 この補助金は、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現を促進するため、新エネルギーによる発電設備と電気自動車や定置型蓄電池を組み合わせ、余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設（以下「V2X」という。）の構築に対し、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。）
  - (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「コンソーシアム」という。）
- 2 コンソーシアムを構成するに当たっては、別に定めるところにより「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次の表のaとbに示す設備を必ず導入し、地域特性を十分に活かしたV2Xの構築に併せて施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策を行うなど、新エネルギー設備と電気自動車の導入効果を増大させる事業であること。

区分	補助対象設備	摘要
a 新エネルギー発電設備	(a)太陽光発電設備 (b)風力発電設備 (c)その他の新エネルギー発電設備 (d)上記設備の設置に必要な設備等	(a)、(b)、(c)のいずれかを必ず設置すること。
b V2X関連設備	(a)電気自動車（EV） (b)充放電設備 (c)充電器 (d)外部給電器 (e)定置蓄電池 (f)上記設備の設置に必要な設備等 (g) aの新エネルギー発電設備からの電力を建物やV2X関連設備へ供給するために必要な設備等	(a)と(b)は必ず導入・設置すること。 なお、補助対象設備のうち、リースにより導入する設備等がある場合は、リース事業者もコンソーシアムの構成員となり共同申請すること。その際、リース事業者は、コンソーシアム構成員との間に締結するリース契約により設置する補助対象設備等の補助金相当分をリース料から減額すること。

(2) 市町村が単独で申請する場合は、地域の企業や団体等と連携してV2X導入の取組を進める事業であること。

2 前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 非常時にも対応可能な仕組を構築する事業であること
- (2) 事業の進捗状況、課題、導入成果等を公表することができるものであること
- (3) 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を実施するものであること

(補助対象経費及び補助率、補助限度額)

第5条 補助事業の実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率、補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	1／2以内	5,000万円

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

(検討会の開催)

第7条 知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、検討会を開催する。

2 検討会においては、前条の規定により提出された事業計画に関する事項について、次の観点で意見を聴取するものとする。

- (1) 当該地域の総合計画や新エネルギー導入計画等との整合性が認められるものであること。
- (2) 地域特性を十分に活かした効果的なV2Xの導入であり、施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策に効果的な新エネルギー設備や電気自動車などの導入となっていること。
- (3) 事業の実現性や持続性・継続性が認められるものであること。
- (4) 地域の連携体制が図られ、事業の実施体制が適切なものであること。
- (5) 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を効果的に実施するものであること。
- (6) 地域経済の活性化効果が高いと見込まれること。
- (7) 道内への波及効果が高いものであること。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、前条第2項の規定により聴取した検討会の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

4 事業計画の認定を受けた補助対象者は、事業計画の内容について、第9条の規定による交付申請を行う日までに、構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書（経済第2号様式）
- (2) 事業計画書（経済第4号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (5) 事業予算書（経済第11号様式）
- (6) 資金収支計画書（経済第23号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
- (7) 導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類
- (8) その他知事が別に指示する書類

2 補助対象事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第9条第3項に定める認定を受ける設備である場合は、前項の申請に当たって、補助金等返還計画

書（別記第2号様式）を添付することとする。

- 3 第1項の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### （補助金の交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

#### （補助事業の中止等）

第11条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

#### （事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （補助事業の経費の配分の変更）

第13条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

#### （補助事業の内容の変更）

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

#### （財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に別記第3号様式により知事に届出しなければならない。

(工事完成届)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに補助事業等に係る工事完成届(経済第18号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書(経済第2号様式)
- (2) 事業実績書(経済第4号様式)
- (3) 経費の配分調書(経済第10号様式)
- (4) 補助金等精算書(経済第20号様式)
- (5) 事業精算書(経済第22号様式)
- (6) 導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類
- (7) 第15条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (8) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第19条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第15条第2項に規定する処分制限財産を有し、同条第4項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第21条 知事は、第18条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第22条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 23 条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間又は収益納付終了年度のいずれか遅い年度の毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の実施状況について、別記第 5 号様式により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第 1 項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後 2 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 24 条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付させることができるものとする。

- 2 補助対象事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）第 2 条第 4 項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第 9 条第 3 項に定める認定を受ける設備である場合、知事は、補助金返還計画書（別記第 2 号様式）に基づき、原則として、補助事業者が売電収入を得た翌々年度から毎年度、売電により得た収入の 1/2 に相当する額を道に納付させるものとする。ただし、自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が見込めなくなった又は減少した場合等、補助金の返還計画に変更が必要な場合、補助事業者は、別記第 6 号様式により、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 前 2 項の道に納付させる額は、補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。

(補助金の交付の条件)

第 25 条 知事が補助金の交付を決定する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件のほか、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに前条の条件を付すものとする。

(報告及び公表)

第 26 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業について事業報告を行うこととし、その結果を事業の完了した日から 75 日を経過した日までに、別記第 7 号様式により、知事に報告するとともに、市町村又はコンソーシアム構成員である市町村のホームページにより公表するものとする。

(成果の発表等)

第 27 条 知事は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

- 2 知事は、第 18 条及び第 23 条に規定する報告書のほか、前条の規定による報告を、本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則（令和 4 年（2022 年）3 月 29 日付け環エネ第 3116 号）

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。